

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則

(医師の指定)

第1条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第4条の3第2項(法第7条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による診断を行う医師の指定は、介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項に規定する認知症(以下「認知症」という。)の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから行うものとする。

2 法第12条の3の規定による診断を行う医師の指定は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

診断の対象者	医師
法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号。以下「令」という。)第8条第3号に定める病気を除く。)にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者であるかどうかを調査する必要があると認める者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師
令第8条第3号に定める病気にかかっている者であるかどうかを調査する必要があると認める者	左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
認知症である者であるかどうかを調査する必要があると認める者	認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

3 前2項の規定による医師の指定は3年以内とし、再指定を妨げないものとする。

(告示)

第2条 医師の指定を行ったときは、その氏名、勤務する病院等の名称、病院等の所在地及び診断の対象者を告示するものとする。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、この規則を実施するため必要な事項は、長崎県警察本部長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成21年長崎県公安委員会規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年長崎県公安委員会規則第1号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年長崎県公安委員会規則第7号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。